

議 事 日 程

令和4年11月11日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第51号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第52号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第53号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第54号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第55号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第56号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第57号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第59号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今井俊郎	副 村 長	桂川憲生
総務課長	今井明德	村民課長	安江修治
産業振興課長	伊藤秀人	地域振興課長	村雲修
建設環境課長	安江透雄	教育課長	有田尚樹
保健福祉課長	河田孝	診療所事務局長	安江輝彦
会計管理者	今井英樹		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 居 石 浩 之

◎開会及び開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

ただいまから令和4年第4回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、7番 樋口春市君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りにすることに決定しました。

◎議案第51号から議案第54号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第3、議案第51号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第54号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を、関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今回の条例につきましては、議案第51号から議案第54号までの条例改正につきましては、令和4年8月8日に行われた人事院勧告を10月7日に閣議決定されたことを受け、給与関連の改定を行うものです。

内容は職員の月例給について、初任者及び若年者を対象に平均0.23か月引き上げること、それから特別給に当たります期末・勤勉手当につきまして、民間の支給状況を反映させて0.1か月引き上げるといった内容になっております。

それでは、議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

議案第51号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年11月11日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表につきましては、1ページを御覧いただきたいと思います。

右が現行で、左は改正案でございます。

(期末手当) 第5条第2項の中の12月の支給率につきまして「100分の220」から「100分の230」に引き上げるといった内容に関してでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページを御覧いただきたいと思います。

議案第52号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年11月11日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思います。

表の右が現行で、左が改正案でございます。

(勤勉手当) 第23条の7第2項の第1号につきまして、一般職の勤勉手当の支給率につきまして「100分の95」から「100分の105」に引き上げる。管理職につきましては「100分の115」を「100分の125」に引き上げるといった内容です。

第2号につきましては、再任用職員につきましては「100分の45」から「100分の50」に、管理職につきましては「100分の55」から「100分の60」に引き上げるという内容でございます。

別表第1、行政職給料表につきまして改正がございます。

一般職につきましては、まず4ページを御覧いただきたいと思います。

改正部分については下線が引いてある部分でございます。

横に1級から7級、縦に号給のほうが出ております。

1級につきましては第1号から8ページの87号まで、2級については1号から6ページの55号まで、3級については1号から5ページの35号まで、4級は1号から15号まで、5級については1号から7号までの改正となっております。

特に高卒の初任給につきましては、こちらは1級5号が該当します。こちらのほうは、改正前と

比べまして4,000円引き上げております。大学卒業の部分は1級25号でございますので、こちらは3,000円の引上げとなっております。

保健師につきましては、1級29号が該当しますので、3,000円の引上げということで人事院勧告どおりの改正となっております。

次に、17ページを御覧いただきたいと思います。

別記2というのがあります。こちらの別表第2アの医療職給料表の(1)という部分で医師の給料の改定でございます。

こちらも同様に1級につきましては1号から19ページの43号まで、2級は1号から18ページの23号まで、3級が1号から7号までそれぞれ改定となっております。

初任給につきましては、1級1号が該当しますので、3,800円の引上げとなっております。

28ページを御覧いただきたいと思います。

別記3があります。

別表第2のイの医療職給料表(2)の技師等の給料改定でございます。

こちらも1級につきましては1号から32ページの85号まで、2級については1号から31ページの63号まで、3級が1号から30ページの43号まで、4級が1号から30ページの31号まで、それぞれ改定となっております。

大卒初任給につきましては、2級1号が該当しますので3,100円の引上げ、短大卒につきましては、1級17号が該当しますので3,700円といった内容となっております。

続いて、40ページを御覧いただきたいと思います。

別記4という表があります。

こちら側の別表第2、ウの医療職給料表(3)に該当します。こちらは看護師が該当するものでございます。

1級については1号から44ページの87号まで、2級は1号から43ページの67号まで、3級が1号から42ページの43号まで、4級が1号から42ページの31号まで、それぞれ改定となっております。

看護師の初任給ですけれども、大卒の場合で2級5号が該当しますので4,200円、短大卒の場合は2級1号が該当しますので4,600円の引上げ、准看護師につきましては、1級1号が該当しますので4,600円の引上げといった内容となっております。

改正におきましては、いずれも国家公務員の給料表をそのまま使っております。これはそれをお願いいたします。

また、初任給及び若い世代の引上げを中心に行っていることが今回の改正の趣旨でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

7枚ほどめくっていただきますと、左側のページに第2条があります。ページのかなり中央から少し下ですけれども、第2条がありますので、御覧いただきたいと思います。

第2条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

勤勉手当の第23条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を

「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

第1条の改正で、6月と12月の支給率が変わりましたので、支給率を6月と12月を同じようにするものでございます。

新旧対照表につきましては、58ページに記載がありますので、お願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から適用する。

第2項、第1条中、別表第1から別表第2の3までの改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)第2条、第1条の規定による改正後の東白川村職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の東白川村職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。以上でございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

議案第53号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年11月11日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表については、59ページでございます。

第5条第2項中「100分の185」を「100分の195」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページを御覧ください。

議案第54号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年11月11日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表につきましては、60ページに掲載があります。

本則中「100分の220」を「100分の230」に、「100分の209」を「100分の218.5」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

条例改正は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第54号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第54号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号から議案第59号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第7、議案第55号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から日程第11、議案第59号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を補正関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第55号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,403万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,730万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年11月11日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と6ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、8ページから説明させていただきます。

8ページの歳入からお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は2,540万8,000円の追加でございます。普通交付税を追加して収支のバランスを取るものでございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額は364万円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の追加でございます。

2項2目総務費国庫補助金、補正額は1,685万5,000円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

3目民生費国庫補助金、1,482万6,000円の追加でございます。令和4年度子育て世帯臨時特別支援事業補助金（価格高騰支援）分の追加でございます。

4目衛生費国庫補助金、109万円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加でございます。

次のページをお願いします。

14款2項3目民生費県補助金、補正額は207万円でございます。岐阜県子育て世帯負担軽減給付金事業補助金の追加によるものです。

19款4項4目雑入、補正額は14万8,000円の追加でございます。建物災害共済金の追加でございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

今回の補正につきまして、人件費の部分がかなり出ますけれども、主に人事院勧告による追加でございますのでお願いいたします。

1款1項1目議会費、補正額は3万円の追加でございます。議会事務局費で勤勉手当で2万5,000円、職員共済組合負担金で5,000円の追加でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額は121万3,000円の追加でございます。総務一般管理費で職員手当等につきましては、期末手当の特別職で13万円、再任用職員で5万8,000円の追加、勤勉手当で一般職が29万5,000円、再任用職員が2万3,000円の追加でございます。退職手当組合の負担金で、一般職につきまして46万1,000円の追加でございます。共済費につきましては、全体で8万1,000円の減額でございます。職員共済組合負担金で特別職で1万6,000円の追加、一般職が14万4,000円の減額、集落支援員のほうで4万7,000円の追加でございます。需用費につきましては、施設修繕料で32万7,000円の追加でございます。こちらは村民センターのわくわくスポットのガラスが割れておりましたので、修繕する費用でございます。こちらは特定財源としまして、その他財源のほうで建物災害共済金で14万8,000円の財源充当を行っております。

次のページをお願いします。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、補正額は3,407万4,000円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、生活支援思いやり給付金事業で2,404万円の追加でございます。需用費の事務用消耗品費で10万円、郵便料で25万円、補助金で生活支援思いやり給付金が2,369万円の追加でございます。

その下の農業持続化支援事業につきましては1,003万4,000円の追加でございます。郵便料で3万4,000円、補助金で農業持続化支援金が1,000万円の追加ということでございます。内容につきましては、10月28日の議会全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

2項1目税務総務費につきましては、補正額は16万3,000円の追加でございます。税務総務費で職員手当等の勤勉手当で8万円の追加、次のページをお願いします。職員共済組合の負担金で8万3,000円の追加でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額は2万8,000円の追加でございます。職員手当等の勤勉手当で2万3,000円の追加、職員共済組合負担金で5,000円の追加といった内容でございます。

3款1項1目住民福祉費につきましては、補正額は19万7,000円の追加でございます。住民福祉費一般で14万2,000円の追加でございます。勤勉手当で10万円、共済費で4万2,000円の追加でございます。

国民健康保険特別会計繰出金につきましては、法定内繰り出し5万5,000円の追加をお願いするものでございます。

3目保健福祉費につきましては1,508万9,000円の追加でございます。保健福祉費一般では26万3,000円の追加ということで、期末手当の再任用職員分で5万8,000円の追加、勤勉手当では一般職の勤勉手当が18万2,000円、再任用職員が2万3,000円の追加といった内容でございます。

令和4年度価格高騰緊急支援給付金事業につきましては1,482万6,000円の追加でございます。需用費の事務用消耗品で1万円、役務費の郵便料で7万6,000円、委託料のシステム対応の委託料が99万円、補助金で非課税世帯の給付金については1,350万円、家計急変世帯の給付金につきましては25万円、それぞれ追加をお願いするものでございます。内容につきましては、10月28日の全協で御説明申し上げたとおりでございます。特定財源としまして、国からの補助金1,482万6,000円を財源充当しております。

4目老人福祉費9万4,000円の追加でございます。五加交流サロン運営事業のほうで需用費の施設修繕料を追加するものでございます。こちらにつきましては、浄化槽の水中ポンプが故障したために修理する費用でございます。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費につきましては、補正額は216万5,000円の追加でございます。子育て支援室運営事業では9万4,000円の追加ということで、職員の勤勉手当のほうで3万9,000円、共済組合負担金のほうで5万5,000円の追加でございます。

岐阜県子育て世帯負担軽減給付金事業につきましては207万1,000円の追加でございます。役務費

の郵便料で2万2,000円、システム改修の委託料で9万9,000円、補助金で子育て世帯負担軽減給付金が195万円の予算計上でございます。一応内容は10月28日の全協で御説明申し上げたとおりでございます。特定財源としまして、県補助金207万円の財源充当を行っております。

2目認可保育所費につきましては28万7,000円の追加でございます。みつば保育園運営費で、再任用職員の期末手当のほうで5万1,000円の追加、勤勉手当は一般職5万7,000円、再任用職員が2万1,000円の追加でございます。共済費の職員共済組合負担金は14万円追加、旅費としまして、費用弁償で会計年度任用職員の費用弁償（通勤分）を1万8,000円追加するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、補正額は486万1,000円の追加でございます。保健衛生総務費一般で一般職員給が306万8,000円の追加、職員手当等で期末手当が一般職の分で45万4,000円の追加、勤勉手当が44万8,000円の追加、通勤手当で3万8,000円の追加、職員共済組合負担金が85万3,000円の追加でございます。こちらは人事異動を10月に行った関係で、人事異動及び人事院勧告に伴います追加でございます。

2目予防費につきましては473万8,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬で20万円、次のページをお願いします。需用費のほうで事業用消耗品費で5万5,000円、印刷製本費で15万3,000円の追加でございます。役務費のほうは郵便料が35万9,000円、新聞折込料が9,000円、手数料としまして国保連合会の審査支払手数料のほうで5万5,000円の追加でございます。委託料の会場運営委託料26万3,000円につきましては、社協への委託でございます。負担金でワクチン接種費用負担金につきましては364万4,000円の追加でございます。こちらはオミクロン株対応の予防接種費用の追加でございます。特定財源としまして、国からの負担金が364万円、国からの補助金109万円の財源充当を行っております。

5目環境対策費につきましては5万4,000円の追加でございます。環境総務費で勤勉手当が4万5,000円、職員共済組合負担金が9,000円の追加でございます。

6目廃棄物対策費につきましては4万9,000円の追加でございます。生活排水対策事業で下水道会計への繰出金、運営費分ですけど4万9,000円の追加でございます。

6款1項1目農業委員会費につきましては2万6,000円の追加でございます。農業委員会活動費で職員の勤勉手当で2万2,000円、共済組合負担金のほうで4,000円の追加でございます。

2目農業総務費のほうは17万3,000円の追加でございます。職員の勤勉手当で10万6,000円、住居手当が5万4,000円、共済費で1万3,000円の追加でございます。

2項1目林業総務費のほうは補正額12万円の追加でございます。林業総務費で勤勉手当で5万6,000円、職員共済組合負担金で6万4,000円の追加となります。

次のページをお願いします。

7款1項1目商工振興費につきましては21万円の追加でございます。商工振興費一般で勤勉手当21万円の追加でございます。

地域づくり推進費につきましては2万3,000円の追加でございます。地域おこし協力隊事業で職

員共済組合負担金で2万3,000円の追加でございます。

8款1項1目土木総務費につきましては16万2,000円の追加でございます。土木総務費一般で職員の勤勉手当が9万5,000円、共済組合負担金のほうで6万7,000円の追加でございます。

10款1項2目事務局費、教育委員会事務局費でございます。補正額は28万1,000円の追加でございます。教育委員会事務局費で期末手当のほうで5万7,000円の追加、勤勉手当が21万4,000円の追加、職員共済組合負担金が1万円のそれぞれ追加でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第56号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億657万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年11月11日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

こちらのほうも、歳入のほうでは、人事院勧告によりまして人件費のほうを追加によるものでございます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額5万5,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきまして、職員給与等の繰入金になります。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額5万5,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきまして、一般管理費のほうで勤勉手当2万2,000円、共済組合負担金のほうで3万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。特定財源のほうのその他につきましては、一般会計からの繰入金ということで法定内の繰入金を充当しております。

国民健康保険特別会計は以上になります。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第57号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億128万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年11月11日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

3款1項1目繰越金、補正額2万円、説明欄を御覧ください。前年度の繰越金を充当するものです。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、補正額2万円、説明欄を御覧ください。一般管理費、人件費で勤勉手当を2万円補正するものです。

続きまして、議案第58号 令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算(第3号)。令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,747万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年11月11日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額で4万9,000円、説明欄を御覧ください。財源は一般会計繰入金で運営費分となっております。

次のページをお願いします。

歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額で4万9,000円、説明欄を御覧ください。人件費の一般管理費、職員手当、勤勉手当4万円と共済費の9,000円となっております。以上です。

○議長(桂川一喜君)

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長(安江輝彦君)

議案第59号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)。令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,946万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年11月11日提出、東白川村長。

2ページ、3ページと5ページ、6ページの歳入歳出の総括朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額183万3,000円、説明欄を御覧ください。予防接種受託料140万円の減、及びコロナワクチン接種受託料323万3,000円の増です。

6款1項1目繰越金、補正額317万9,000円の減額、前年度繰越金ですが、収支のバランスを取るための補正です。

続いて次ページ、3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額23万4,000円の増、説明欄を御覧ください。総務一般管理事業費で職員手当等15万円の増、内訳は期末手当、勤勉手当の追加でございます。共済費8万4,000円の増につきましては、給与改正に伴う補正となっております。

続いて、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額158万円の減額、一般職員給、会計年度任用職員給でございます。説明欄を御覧ください。医業一般管理事業費で給料126万8,000円の減、職員手当等45万6,000円の減、内訳は期末手当、勤勉手当、通勤手当等の増減によるものです。

めくっていただいて9ページ、共済費14万4,000円の増につきましては、給与改正に伴う補正となっております。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

補正予算についてお尋ねをします。

というか、まず今回は補正の中で生活の困ってみえる方、子育てに困ってみえる方といろいろな面にコロナウイルスの補助ということで計画をいただきました。

その中の2款1項13目で生活支援思いやり給付金事業ということで、先日の説明の中でも生活支援給付金、全村民であって、あと思いやり加算ということで85歳以上、障害者、要介護1から5、独り親とかいろいろなちょっと困ってみえるかなというような方に幅広い御支援をいただくようなことになっておりますけど、この辺りどのような形で、取りこぼしもなくしっかりした給付がやっけていける状態になるのかというか、その辺りの作業的な面を少しお答えいただきたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答え申し上げます。

思いやり給付金につきましては、今回いろんな方々に対して、困ってみえる方に対して給付金を差し上げるわけですけれども、事業の通常のこういう給付金の活用をやる場合には、システム改修して対象者を抽出するようなことをするわけですけれども、今回それが東白川村単独での事業でございますので、そういう作業が委託会社のほうができないということでしたので、職員のほうで今の使っておりますシステムを使いまして抽出してやらせていただく予定でございます。

対象者の方につきましては、一般の方につきましては通常のシステムから検索できますし、思いやり加算のほうでお願いする方につきましては、保健福祉課のほうと連携しながらしっかりと調査させていただいて、何重にもチェックを重ねて、対象の方をしっかりと取りこぼしがないように、また過剰に出ないようにしっかりとチェックして給付させていただく予定でございますので、御理解いただければと思います。お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。

この議案書の中にも、ほかであればいつもシステム改修という言葉が出てきますけど、この欄には出てこなかったということもあってちょっとお聞きをしたわけですけれども、そういった手仕事ということもありますので、職員の方にいろいろしっかりと気をつけていただいて、取りこぼしのないような政策を行っていただきたいなということを付け加えて質問としたいと思いますが、ただこの中で、職員の方の労務がかなり増えるかなと思いますけど、その辺りが残業というかあれですけれども、勤務内の仕事で終えられない部分を見込めてあるのか、今回の補正の中で、その辺りについてお答えいただきたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

なかなか厳しいわけですけれども、実は休職していた職員が1人復職しておりますので、その方についてはまるっきり全部というわけにはいかないんですけれども、少しお願いできるような状況です。その方も対応しながら、また総務課、主には企画財政係のほうで対応するわけですけれども、行政係とも連動しましてしっかりと対応してまいりたいと思いますので、お願いします。できるだけ職員の負担がかからないような対応をしたいと思います。お願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第59号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を一括採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第59号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会における議決事項について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（桂川一喜君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員